

厚生年金保険

業態別 規模別 適用状況調

令和5年9月1日現在

厚生労働省年金局

第1章 調査結果の概要

※ 本調査は、各年9月1日現在の日本年金機構における厚生年金保険の適用状況を調査したものであり、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団に係る適用の情報を含まない。

1. 適用状況

表1-(1)は各年9月1日現在における厚生年金保険の適用状況である。

令和5年9月1日現在の船舶を除く適用事業所数（以下「事業所数」という。）は273万か所で前年に比べ3.4%増加している。また、船員を除く被保険者数（以下「被保険者数」という。）は4,214万2千人で前年に比べ2.3%増加している。

1事業所当たりの被保険者数は15.4人で前年に比べ1.1%減少している。

標準報酬月額平均は32万6千円で前年に比べ1.1%増加している。女子の標準報酬月額平均は26万円で、一般男子の標準報酬月額平均37万円の70.4%となっている。

なお、短時間労働者数は87万7千人であり、令和4年10月より、短時間労働者が被用者保険の適用対象となる企業の規模要件が従業員101人以上に拡大されたことから、前年に比べて28万3千人増加している。短時間労働者の標準報酬月額平均は15万1千円となっている。

表1-(1) 厚生年金保険の適用状況（9月1日現在）

	事業所数		被保険者数						1事業所当たりの被保険者数	
	実数	対前年増加率	総数	対前年増加率	(再掲) 短時間労働者	一般男子	女子	坑内員	実数	対前年増加率
令和元年	2,383,220	4.6	40,470,342	1.7	455,963	24,960,764	15,509,115	463	17.0	△ 2.8
令和2年	2,466,059	3.5	40,671,196	0.5	515,450	24,941,612	15,729,170	414	16.5	△ 2.9
令和3年	2,549,031	3.4	40,858,278	0.5	556,512	24,902,782	15,955,103	393	16.0	△ 2.8
令和4年	2,641,823	3.6	41,214,368	0.9	593,915	24,952,391	16,261,602	375	15.6	△ 2.7
令和5年	2,732,490	3.4	42,141,999	2.3	876,834	25,195,594	16,946,049	356	15.4	△ 1.1
うち法人設立	2,596,340	3.5	41,566,563	2.3	873,588	24,970,844	16,595,364	355	16.0	△ 1.2
うち個人設立	136,150	2.4	575,436	1.5	3,246	224,750	350,685	1	4.2	△ 0.9

	標準報酬月額の平均						
	総数	対前年増加率	(再掲) 短時間労働者	一般男子	女子	坑内員	一般男子に対する女子の比率
令和元年	314,671	0.6	146,919	356,967	246,597	354,194	69.1
令和2年	312,822	△ 0.6	146,229	354,678	246,451	348,068	69.5
令和3年	317,949	1.6	148,606	360,611	251,362	356,198	69.7
令和4年	321,941	1.3	150,792	364,828	256,132	360,512	70.2
令和5年	325,566	1.1	151,403	369,610	260,080	378,011	70.4
うち法人設立	326,118	1.1	151,365	369,928	260,196	377,752	70.3
うち個人設立	285,705	1.7	161,562	334,271	254,580	*	76.2

注1. 「一般男子に対する女子の比率」は、女子の標準報酬月額平均を一般男子の標準報酬月額平均で割ったものである。

注2. 船舶及び船員を除く。

表1-(2)は各年9月1日現在の適用事業所における賞与支給状況である。

令和5年の賞与支給事業所数は106万か所で前年に比べ2.2%増加している。全事業所数に対する賞与支給事業所数の割合は38.6%で、前年より0.5ポイント減少している。

賞与支給延被保険者数は6,361万6千人で前年に比べ3.5%増加している。

標準賞与額の1回当たりの平均は44万9千円で前年に比べ0.5%増加している。女子の標準賞与額の1回当たりの平均31万8千円は、一般男子の標準賞与額の1回当たりの平均53万円の60.0%となっている。

なお、短時間労働者の賞与支給延被保険者数は84万人であり、短時間労働者の標準賞与額の1回当たりの平均は9万1千円となっている。

表1-(2) 厚生年金保険の賞与支給状況（9月1日現在）

	賞与支給事業所数			賞与支給延被保険者数					
	実数	対前年増加率	全事業所数に対する割合	総数	対前年増加率	(再掲)短時間労働者	一般男子	女子	坑内員
	か所	%	%	人	%	人	人	人	人
令和元年	989,583	2.5	41.5	58,065,034	1.3	300,968	37,457,027	20,607,014	993
令和2年	1,006,579	1.7	40.8	59,051,179	1.7	426,736	37,570,712	21,479,689	778
令和3年	1,011,565	0.5	39.7	60,290,142	2.1	572,113	37,863,137	22,426,146	859
令和4年	1,033,406	2.2	39.1	61,478,561	2.0	611,959	38,226,664	23,251,081	816
令和5年	1,055,964	2.2	38.6	63,616,032	3.5	840,169	39,314,827	24,300,421	784
うち法人設立	980,914	2.2	37.8	62,828,188	3.5	836,300	39,025,525	23,801,883	780
うち個人設立	75,050	1.7	55.1	787,844	3.2	3,869	289,302	498,538	4

	標準賞与額の1回当たりの平均						
	総数	対前年増加率	(再掲)短時間労働者	一般男子	女子	坑内員	一般男子に対する女子の比率
	円	%	円	円	円	円	%
令和元年	458,851	0.8	76,509	535,230	320,025	352,613	59.8
令和2年	446,976	△ 2.6	75,799	525,185	310,180	402,391	59.1
令和3年	437,385	△ 2.1	98,385	514,759	306,753	389,288	59.6
令和4年	447,043	2.2	96,738	528,339	313,386	426,625	59.3
令和5年	449,354	0.5	90,572	530,499	318,070	466,256	60.0
うち法人設立	450,586	0.5	90,509	531,284	318,274	468,379	59.9
うち個人設立	351,062	1.9	104,033	424,668	308,351	52,250	72.6

注1. 各年9月1日現在の適用事業所において前年9月から当年8月までに標準賞与額の決定があった賞与について集計したものである。

注2. 「一般男子に対する女子の比率」は、女子の標準賞与額の1回当たりの平均を一般男子の標準賞与額の1回当たりの平均で割ったものである。

注3. 船舶及び船員を除く。

2. 産業大分類別適用状況

表2-(1)は令和5年9月1日現在の業態分類標準の大分類（以下「産業大分類」という。）別適用状況である。

事業所数の構成割合は、建設業が17.8%と最も大きく、次いで卸売・小売業が15.9%、製造業が10.2%となっている。

被保険者数の構成割合は、製造業が20.6%と最も大きく、次いで卸売・小売業が14.7%、医療・福祉が13.2%となっている。

なお、短時間労働者数の構成割合は、卸売・小売業が22.4%と最も大きく、次いで公務が16.1%、医療・福祉が14.0%となっている。

1事業所当たりの被保険者数を産業大分類別にみると、公務の59.9人が最も多く、次いで金融・保険業の46.6人、運輸業・郵便業の35.1人となっている。一方、不動産業・物品賃貸業は3.9人と最も少なくなっている。

表2-(1) 厚生年金保険の産業大分類別適用状況（令和5年9月1日現在）

ア. 事業所数

産業大分類	総数			うち法人設立			うち個人設立		
	実数	構成割合	対前年増加率	実数	構成割合	対前年増加率	実数	構成割合	対前年増加率
総数	2,732,490	100.0	3.4	2,596,340	100.0	3.5	136,150	100.0	2.4
農林水産業	44,057	1.6	4.7	41,675	1.6	4.6	2,382	1.7	5.7
鉱業・採石業・砂利採取業	3,539	0.1	△ 0.8	3,464	0.1	△ 0.8	75	0.1	△ 3.8
建設業	485,784	17.8	2.3	472,785	18.2	2.3	12,999	9.5	0.6
製造業	278,809	10.2	0.3	271,277	10.4	0.4	7,532	5.5	△ 2.1
電気・ガス・熱供給・水道業	14,809	0.5	1.4	14,545	0.6	1.4	264	0.2	△ 2.2
情報通信業	104,030	3.8	5.7	103,407	4.0	5.7	623	0.5	△ 0.3
運輸業・郵便業	81,795	3.0	1.7	80,271	3.1	1.7	1,524	1.1	1.9
卸売・小売業	435,300	15.9	2.7	423,448	16.3	2.7	11,852	8.7	2.0
金融・保険業	28,676	1.0	1.9	28,423	1.1	1.9	253	0.2	△ 4.2
不動産業・物品賃貸業	252,676	9.2	5.8	251,388	9.7	5.8	1,288	0.9	△ 0.8
学術研究・専門技術サービス業	274,185	10.0	6.7	248,963	9.6	7.2	25,222	18.5	2.5
飲食店・宿泊業	124,054	4.5	5.3	118,046	4.5	5.2	6,008	4.4	6.8
生活関連サービス業・娯楽業	109,504	4.0	6.7	101,848	3.9	6.5	7,656	5.6	9.4
教育・学習支援業	35,878	1.3	3.5	32,844	1.3	3.8	3,034	2.2	△ 0.3
医療・福祉	232,392	8.5	3.3	193,243	7.4	3.3	39,149	28.8	3.4
複合サービス事業	11,970	0.4	0.6	11,503	0.4	0.6	467	0.3	0.4
サービス業	203,170	7.4	2.7	187,348	7.2	3.0	15,822	11.6	0.1
公務	11,862	0.4	△ 1.1	11,862	0.5	△ 1.1	-	-	-

注. 船舶を除く。

イ. 被保険者数

産業大分類	総 数								
	総 数			うち法人設立			うち個人設立		
	実 数	構成割合	対前年増加率	実 数	構成割合	対前年増加率	実 数	構成割合	対前年増加率
	人	%	%	人	%	%	人	%	%
総 数	42,141,999	100.0	2.3	41,566,563	100.0	2.3	575,436	100.0	1.5
農 林 水 産 業	268,737	0.6	2.8	259,285	0.6	2.7	9,452	1.6	4.5
鉱業・採石業・砂利採取業	56,387	0.1	0.5	55,762	0.1	0.6	625	0.1	△ 7.3
建 設 業	3,510,401	8.3	0.9	3,469,382	8.3	0.9	41,019	7.1	△ 3.4
製 造 業	8,702,052	20.6	0.6	8,658,703	20.8	0.6	43,349	7.5	1.1
電気・ガス・熱供給・水道業	341,832	0.8	0.3	340,771	0.8	0.3	1,061	0.2	△ 7.7
情 報 通 信 業	2,268,947	5.4	3.5	2,262,982	5.4	3.5	5,965	1.0	△ 1.1
運 輸 業 ・ 郵 便 業	2,872,986	6.8	△ 1.9	2,857,254	6.9	△ 1.8	15,732	2.7	△ 5.9
卸 売 ・ 小 売 業	6,210,303	14.7	1.4	6,164,438	14.8	1.4	45,865	8.0	1.9
金 融 ・ 保 険 業	1,335,904	3.2	△ 1.3	1,334,745	3.2	△ 1.3	1,159	0.2	△ 2.7
不動産業・物品賃貸業	995,140	2.4	3.1	992,380	2.4	3.1	2,760	0.5	0.0
学術研究・専門技術サービス業	1,826,497	4.3	5.1	1,744,286	4.2	5.1	82,211	14.3	3.8
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	1,228,795	2.9	5.7	1,215,563	2.9	5.8	13,232	2.3	2.6
生活関連サービス業・娯楽業	999,418	2.4	3.1	978,511	2.4	3.1	20,907	3.6	3.1
教 育 ・ 学 習 支 援 業	528,686	1.3	12.3	519,320	1.2	12.5	9,366	1.6	3.4
医 療 ・ 福 祉	5,571,322	13.2	3.0	5,340,015	12.8	3.0	231,307	40.2	2.4
複 合 サ ー ビ ス 事 業	413,392	1.0	20.0	409,075	1.0	20.2	4,317	0.8	2.1
サ ー ビ ス 業 務	4,300,387	10.2	4.0	4,253,278	10.2	4.0	47,109	8.2	△ 0.7
公	710,813	1.7	13.2	710,813	1.7	13.2	-	-	-

産業大分類	(再掲) 短時間労働者		一 般 男 子		女 子		坑 内 員		1事業所 当たりの 被保険者数
	実 数	構成割合	実 数	構成割合	実 数	構成割合	実 数	構成割合	
	人	%	人	%	人	%	人	%	
総 数	876,834	100.0	25,195,594	100.0	16,946,049	100.0	356	100.0	15.4
農 林 水 産 業	772	0.1	188,718	0.7	80,019	0.5	-	-	6.1
鉱業・採石業・砂利採取業	60	0.0	46,834	0.2	9,397	0.1	156	43.8	15.9
建 設 業	6,472	0.7	2,933,610	11.6	576,784	3.4	7	2.0	7.2
製 造 業	41,774	4.8	6,398,111	25.4	2,303,859	13.6	82	23.0	31.2
電気・ガス・熱供給・水道業	3,713	0.4	269,102	1.1	72,730	0.4	-	-	23.1
情 報 通 信 業	13,352	1.5	1,554,015	6.2	714,931	4.2	1	0.3	21.8
運 輸 業 ・ 郵 便 業	56,504	6.4	2,295,981	9.1	576,998	3.4	7	2.0	35.1
卸 売 ・ 小 売 業	196,837	22.4	3,481,232	13.8	2,729,044	16.1	27	7.6	14.3
金 融 ・ 保 険 業	12,844	1.5	600,716	2.4	735,187	4.3	1	0.3	46.6
不動産業・物品賃貸業	16,549	1.9	614,393	2.4	380,745	2.2	2	0.6	3.9
学術研究・専門技術サービス業	16,276	1.9	1,093,751	4.3	732,742	4.3	4	1.1	6.7
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	56,250	6.4	661,980	2.6	566,814	3.3	1	0.3	9.9
生活関連サービス業・娯楽業	21,875	2.5	467,181	1.9	532,236	3.1	1	0.3	9.1
教 育 ・ 学 習 支 援 業	25,878	3.0	205,907	0.8	322,779	1.9	-	-	14.7
医 療 ・ 福 祉	122,743	14.0	1,506,995	6.0	4,064,322	24.0	5	1.4	24.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	22,256	2.5	230,811	0.9	182,580	1.1	1	0.3	34.5
サ ー ビ ス 業 務	121,451	13.9	2,431,399	9.7	1,868,928	11.0	60	16.9	21.2
公	141,228	16.1	214,858	0.9	495,954	2.9	1	0.3	59.9

注. 船舶及び船員を除く。

表2-(2)は令和5年9月1日現在の適用事業所における産業大分類別賞与支給状況である。

全事業所数に対する賞与支給事業所数の割合は、公務が85.3%と最も大きく、次いで医療・福祉が70.9%、複合サービス事業が63.0%となっている。一方、割合が小さいのは、不動産業・物品賃貸業の14.5%、飲食店・宿泊業の19.6%であり、産業大分類によって賞与の支給状況が大きく異なることが分かる。

表2-(2) 厚生年金保険の産業大分類別賞与支給状況（令和5年9月1日現在）

ア. 賞与支給事業所数

産業大分類	総数				うち法人設立				うち個人設立			
	実数	構成割合	対前年増加率	全事業所数に対する割合	実数	構成割合	対前年増加率	全事業所数に対する割合	実数	構成割合	対前年増加率	全事業所数に対する割合
	か所	%	%	%	か所	%	%	%	か所	%	%	%
総数	1,055,964	100.0	2.2	38.6	980,914	100.0	2.2	37.8	75,050	100.0	1.7	55.1
農林水産業	17,460	1.7	2.6	39.6	16,401	1.7	2.6	39.4	1,059	1.4	2.6	44.5
鉱業・採石業・砂利採取業	2,020	0.2	△1.3	57.1	1,983	0.2	△1.4	57.2	37	0.0	5.7	49.3
建設業	190,421	18.0	2.0	39.2	186,443	19.0	2.1	39.4	3,978	5.3	△1.5	30.6
製造業	141,950	13.4	0.5	50.9	139,146	14.2	0.5	51.3	2,804	3.7	△1.6	37.2
電気・ガス・熱供給・水道業	6,494	0.6	0.2	43.9	6,354	0.6	0.2	43.7	140	0.2	△0.7	53.0
情報通信業	32,063	3.0	3.9	30.8	31,869	3.2	3.9	30.8	194	0.3	△2.0	31.1
運輸業・郵便業	34,563	3.3	1.3	42.3	34,137	3.5	1.3	42.5	426	0.6	0.0	28.0
卸売・小売業	151,590	14.4	1.3	34.8	148,111	15.1	1.4	35.0	3,479	4.6	△0.8	29.4
金融・保険業	9,724	0.9	0.3	33.9	9,649	1.0	0.4	33.9	75	0.1	△7.4	29.6
不動産業・物品賃貸業	36,729	3.5	3.2	14.5	36,417	3.7	3.2	14.5	312	0.4	3.0	24.2
学術研究・専門技術サービス業	86,215	8.2	4.0	31.4	68,687	7.0	4.4	27.6	17,528	23.4	2.3	69.5
飲食店・宿泊業	24,358	2.3	7.9	19.6	23,468	2.4	7.9	19.9	890	1.2	6.2	14.8
生活関連サービス業・娯楽業	25,950	2.5	6.8	23.7	24,178	2.5	6.6	23.7	1,772	2.4	9.4	23.1
教育・学習支援業	16,233	1.5	3.6	45.2	14,516	1.5	4.4	44.2	1,717	2.3	△2.7	56.6
医療・福祉	164,672	15.6	2.7	70.9	133,119	13.6	2.6	68.9	31,553	42.0	2.9	80.6
複合サービス事業	7,544	0.7	△0.4	63.0	7,260	0.7	△0.5	63.1	284	0.4	2.5	60.8
サービス業	97,860	9.3	1.3	48.2	89,058	9.1	1.6	47.5	8,802	11.7	△0.9	55.6
公務	10,118	1.0	0.4	85.3	10,118	1.0	0.4	85.3	-	-	-	-

注1. 各年9月1日現在の適用事業所において前年9月から当年8月までに標準賞与額の決定があった賞与について集計したものである。

注2. 「全事業所数に対する割合」は、産業大分類ごとに、賞与支給事業所数を当該産業大分類に分類される全事業所数で割ったものである。

注3. 船舶を除く。

イ. 賞与支給延被保険者数

産業大分類	総数			うち法人設立			うち個人設立		
	実数	構成割合	対前年増加率	実数	構成割合	対前年増加率	実数	構成割合	対前年増加率
	人	%	%	人	%	%	人	%	%
総数	63,616,032	100.0	3.5	62,828,188	100.0	3.5	787,844	100.0	3.2
農林水産業	307,843	0.5	3.8	294,130	0.5	3.9	13,713	1.7	0.9
鉱業・採石業・砂利採取業	101,328	0.2	0.7	100,296	0.2	0.8	1,032	0.1	△ 8.1
建設業	4,582,020	7.2	3.2	4,546,812	7.2	3.3	35,208	4.5	△ 0.4
製造業	15,418,410	24.2	2.6	15,360,665	24.4	2.6	57,745	7.3	8.2
電気・ガス・熱供給・水道業	699,108	1.1	3.3	697,478	1.1	3.3	1,630	0.2	△ 4.6
情報通信業	3,339,562	5.2	4.9	3,331,843	5.3	4.9	7,719	1.0	9.8
運輸業・郵便業	4,530,136	7.1	1.3	4,507,015	7.2	1.2	23,121	2.9	12.2
卸売・小売業	9,427,190	14.8	3.5	9,374,819	14.9	3.5	52,371	6.6	4.0
金融・保険業	2,445,369	3.8	△ 0.4	2,443,300	3.9	△ 0.4	2,069	0.3	0.3
不動産業・物品賃貸業	1,213,736	1.9	6.4	1,211,190	1.9	6.4	2,546	0.3	4.9
学術研究・専門技術サービス業	2,373,343	3.7	5.6	2,237,249	3.6	5.5	136,094	17.3	5.9
飲食店・宿泊業	1,102,905	1.7	11.6	1,093,922	1.7	11.7	8,983	1.1	6.7
生活関連サービス業・娯楽業	979,373	1.5	7.1	966,047	1.5	7.2	13,326	1.7	2.9
教育・学習支援業	663,833	1.0	12.4	650,694	1.0	12.6	13,139	1.7	1.3
医療・福祉	9,719,152	15.3	1.6	9,371,677	14.9	1.5	347,475	44.1	2.1
複合サービス事業	880,832	1.4	18.0	872,647	1.4	18.1	8,185	1.0	4.5
サービス業	4,617,927	7.3	4.1	4,554,439	7.2	4.2	63,488	8.1	△ 1.5
公務	1,213,965	1.9	12.6	1,213,965	1.9	12.6	-	-	-

産業大分類	(再掲) 短時間労働者		一般男子		女子		坑内員	
	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合
	人	%	人	%	人	%	人	%
総数	840,169	100.0	39,314,827	100.0	24,300,421	100.0	784	100.0
農林水産業	757	0.1	225,623	0.6	82,220	0.3	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	75	0.0	85,110	0.2	15,841	0.1	377	48.1
建設業	6,095	0.7	3,844,177	9.8	737,836	3.0	7	0.9
製造業	42,081	5.0	11,747,409	29.9	3,670,830	15.1	171	21.8
電気・ガス・熱供給・水道業	2,789	0.3	571,611	1.5	127,497	0.5	-	-
情報通信業	5,564	0.7	2,374,684	6.0	964,877	4.0	1	0.1
運輸業・郵便業	42,866	5.1	3,682,032	9.4	848,096	3.5	8	1.0
卸売・小売業	179,719	21.4	5,675,530	14.4	3,751,586	15.4	74	9.4
金融・保険業	15,125	1.8	1,085,258	2.8	1,360,109	5.6	2	0.3
不動産業・物品賃貸業	8,419	1.0	782,796	2.0	430,937	1.8	3	0.4
学術研究・専門技術サービス業	12,372	1.5	1,425,310	3.6	948,025	3.9	8	1.0
飲食店・宿泊業	25,911	3.1	634,640	1.6	468,263	1.9	2	0.3
生活関連サービス業・娯楽業	11,647	1.4	508,051	1.3	471,322	1.9	-	-
教育・学習支援業	16,590	2.0	247,090	0.6	416,743	1.7	-	-
医療・福祉	131,261	15.6	2,542,291	6.5	7,176,856	29.5	5	0.6
複合サービス事業	37,087	4.4	506,073	1.3	374,757	1.5	2	0.3
サービス業	62,736	7.5	3,021,216	7.7	1,596,589	6.6	122	15.6
公務	239,075	28.5	355,926	0.9	858,037	3.5	2	0.3

注1. 各年9月1日現在の適用事業所において前年9月から当年8月までに標準賞与額の決定があった賞与について集計したものである。

注2. 船員を除く。

3. 規模別適用状況

表3-(1)は令和5年9月1日現在の適用事業所における被保険者数の規模別に適用状況を示したものである。

ここでいう規模は、事業所に使用されている被保険者数（短時間労働者を含む）により分類したものである。

規模別にみた事業所数の構成割合は、2人以下規模が53.0%、3人・4人規模が14.4%であり、5人未満の事業所をまとめると67.5%と過半を占めている。また、5人～9人規模が14.7%であり、事業所の8割以上は10人未満の小規模事業所である。

一方、被保険者数の構成割合は、1,000人以上規模が29.6%を占め、次いで100人～299人規模が15.1%、50人～99人規模が8.7%となっている。

なお、短時間労働者数の構成割合は、1,000人以上規模が52.2%となっている。

表3-(1) 厚生年金保険の規模別適用状況（令和5年9月1日現在）

ア. 事業所数

規模別	総数			うち法人設立			うち個人設立		
	実数	構成割合	対前年増加率	実数	構成割合	対前年増加率	実数	構成割合	対前年増加率
総数	2,732,490	100.0	3.4	2,596,340	100.0	3.5	136,150	100.0	2.4
2人以下	1,449,025	53.0	5.9	1,371,433	52.8	6.1	77,592	57.0	3.2
3人・4人	394,303	14.4	0.7	367,549	14.2	0.7	26,754	19.7	0.6
小計(5人未満)	1,843,328	67.5	4.8	1,738,982	67.0	4.9	104,346	76.6	2.5
5人～9人	400,467	14.7	0.6	377,101	14.5	0.5	23,366	17.2	2.5
10人～19人	228,319	8.4	0.8	222,442	8.6	0.8	5,877	4.3	2.1
20人～29人	83,763	3.1	0.9	82,658	3.2	0.9	1,105	0.8	1.3
30人～49人	68,463	2.5	1.0	67,793	2.6	1.0	670	0.5	2.8
50人～99人	53,236	1.9	0.0	52,780	2.0	0.0	456	0.3	△ 1.3
100人～299人	38,076	1.4	1.1	37,821	1.5	1.1	255	0.2	1.2
300人～499人	7,685	0.3	5.3	7,649	0.3	5.4	36	0.0	△ 2.7
500人～999人	5,273	0.2	4.7	5,245	0.2	4.6	28	0.0	7.7
1,000人以上	3,880	0.1	1.9	3,869	0.1	1.9	11	0.0	10.0
小計(5人以上)	889,162	32.5	0.8	857,358	33.0	0.7	31,804	23.4	2.3

注. 船舶を除く。

イ. 被保険者数

規模別	総数			うち法人設立		うち個人設立	
	実数	構成割合	対前年増加率	実数	構成割合	実数	構成割合
総数	42,141,999	100.0	2.3	41,566,563	100.0	575,436	100.0
2人以下	1,453,705	3.4	3.8	1,373,895	3.3	79,810	13.9
3人・4人	1,346,899	3.2	0.6	1,255,204	3.0	91,695	15.9
小計(5人未満)	2,800,604	6.6	2.3	2,629,099	6.3	171,505	29.8
5人～9人	2,618,753	6.2	0.6	2,471,957	5.9	146,796	25.5
10人～19人	3,073,377	7.3	0.8	2,998,225	7.2	75,152	13.1
20人～29人	1,999,848	4.7	0.9	1,973,922	4.7	25,926	4.5
30人～49人	2,591,629	6.1	1.0	2,566,562	6.2	25,067	4.4
50人～99人	3,677,807	8.7	△ 0.3	3,646,703	8.8	31,104	5.4
100人～299人	6,353,556	15.1	2.0	6,311,537	15.2	42,019	7.3
300人～499人	2,936,430	7.0	5.6	2,922,571	7.0	13,859	2.4
500人～999人	3,632,163	8.6	4.1	3,613,868	8.7	18,295	3.2
1,000人以上	12,457,832	29.6	3.0	12,432,119	29.9	25,713	4.5
小計(5人以上)	39,341,395	93.4	2.2	38,937,464	93.7	403,931	70.2

規模別	(再掲) 短時間労働者		一般男子		女子		坑内員	
	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合
総数	876,834	100.0	25,195,594	100.0	16,946,049	100.0	356	100.0
2人以下	1,541	0.2	1,000,055	4.0	453,647	2.7	3	0.8
3人・4人	2,323	0.3	856,408	3.4	490,482	2.9	9	2.5
小計(5人未満)	3,864	0.4	1,856,463	7.4	944,129	5.6	12	3.4
5人～9人	5,761	0.7	1,625,242	6.5	993,501	5.9	10	2.8
10人～19人	8,330	1.0	1,924,940	7.6	1,148,426	6.8	11	3.1
20人～29人	7,515	0.9	1,215,361	4.8	784,463	4.6	24	6.7
30人～49人	10,284	1.2	1,585,132	6.3	1,006,473	5.9	24	6.7
50人～99人	20,389	2.3	2,211,735	8.8	1,466,059	8.7	13	3.7
100人～299人	155,708	17.8	3,674,817	14.6	2,678,556	15.8	183	51.4
300人～499人	88,169	10.1	1,675,437	6.6	1,260,993	7.4	-	-
500人～999人	119,512	13.6	2,086,687	8.3	1,545,440	9.1	36	10.1
1,000人以上	457,302	52.2	7,339,780	29.1	5,118,009	30.2	43	12.1
小計(5人以上)	872,970	99.6	23,339,131	92.6	16,001,920	94.4	344	96.6

注. 船員を除く。

表3-(2)は各年9月1日現在の適用事業所における規模別適用状況の推移を示したものである。

令和5年は前年と比較すると、事業所数は総数及び全ての規模で増加した。被保険者数は総数では増加しており、規模別でも、50人～99人規模を除いて増加した。

表3-(2) 厚生年金保険の規模別適用状況の推移(9月1日現在)

ア. 事業所数

規模別	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	実数	対前年増加率								
総数	2,383,220	4.6	2,466,059	3.5	2,549,031	3.4	2,641,823	3.6	2,732,490	3.4
2人以下	1,138,214	9.1	1,219,347	7.1	1,287,791	5.6	1,368,043	6.2	1,449,025	5.9
3人・4人	372,881	1.3	376,649	1.0	384,280	2.0	391,601	1.9	394,303	0.7
小計(5人未満)	1,511,095	7.1	1,595,996	5.6	1,672,071	4.8	1,759,644	5.2	1,843,328	4.8
5人～9人	391,406	0.5	390,262	△ 0.3	394,674	1.1	397,895	0.8	400,467	0.6
10人～19人	224,288	0.5	223,645	△ 0.3	225,651	0.9	226,480	0.4	228,319	0.8
20人～29人	82,117	1.2	81,876	△ 0.3	82,517	0.8	82,982	0.6	83,763	0.9
30人～49人	67,215	1.1	67,246	0.0	67,265	0.0	67,799	0.8	68,463	1.0
50人～99人	53,182	0.8	53,059	△ 0.2	53,181	0.2	53,234	0.1	53,236	0.0
100人～299人	37,879	1.2	37,849	△ 0.1	37,676	△ 0.5	37,648	△ 0.1	38,076	1.1
300人～499人	7,316	1.3	7,334	0.2	7,226	△ 1.5	7,296	1.0	7,685	5.3
500人～999人	5,010	1.5	5,035	0.5	5,009	△ 0.5	5,038	0.6	5,273	4.7
1,000人以上	3,712	2.5	3,757	1.2	3,761	0.1	3,807	1.2	3,880	1.9
小計(5人以上)	872,125	0.7	870,063	△ 0.2	876,960	0.8	882,179	0.6	889,162	0.8

注. 船舶を除く。

イ. 被保険者数

規模別	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	実数	対前年増加率								
総数	40,470,342	1.7	40,671,196	0.5	40,858,278	0.5	41,214,368	0.9	42,141,999	2.3
2人以下	1,224,241	6.1	1,281,698	4.7	1,335,729	4.2	1,399,983	4.8	1,453,705	3.8
3人・4人	1,275,582	1.2	1,287,850	1.0	1,313,548	2.0	1,338,452	1.9	1,346,899	0.6
小計(5人未満)	2,499,823	3.6	2,569,548	2.8	2,649,277	3.1	2,738,435	3.4	2,800,604	2.3
5人～9人	2,560,637	0.5	2,553,036	△ 0.3	2,581,469	1.1	2,602,057	0.8	2,618,753	0.6
10人～19人	3,018,169	0.5	3,010,267	△ 0.3	3,037,494	0.9	3,048,169	0.4	3,073,377	0.8
20人～29人	1,959,621	1.2	1,954,343	△ 0.3	1,969,906	0.8	1,981,315	0.6	1,999,848	0.9
30人～49人	2,546,589	1.2	2,545,688	△ 0.0	2,544,912	△ 0.0	2,566,358	0.8	2,591,629	1.0
50人～99人	3,687,577	0.9	3,679,429	△ 0.2	3,682,118	0.1	3,687,283	0.1	3,677,807	△ 0.3
100人～299人	6,260,328	1.3	6,248,770	△ 0.2	6,225,521	△ 0.4	6,227,068	0.0	6,353,556	2.0
300人～499人	2,791,017	1.3	2,790,715	△ 0.0	2,754,164	△ 1.3	2,781,251	1.0	2,936,430	5.6
500人～999人	3,481,629	1.4	3,496,458	0.4	3,470,025	△ 0.8	3,490,516	0.6	3,632,163	4.1
1,000人以上	11,664,952	2.7	11,822,942	1.4	11,943,392	1.0	12,091,916	1.2	12,457,832	3.0
小計(5人以上)	37,970,519	1.6	38,101,648	0.3	38,209,001	0.3	38,475,933	0.7	39,341,395	2.2

注. 船員を除く。

図 1 は規模別の事業所数の構成割合の推移、図 2 は規模別の被保険者数の構成割合の推移を示したものである。

事業所数の構成割合では 5 人未満規模での増加傾向が続いているが、被保険者数の構成割合では 5 人未満規模及び 500 人以上規模でゆるやかな増加傾向が続いている。

図 1 厚生年金保険の規模別事業所数の構成割合の推移（9 月 1 日現在）

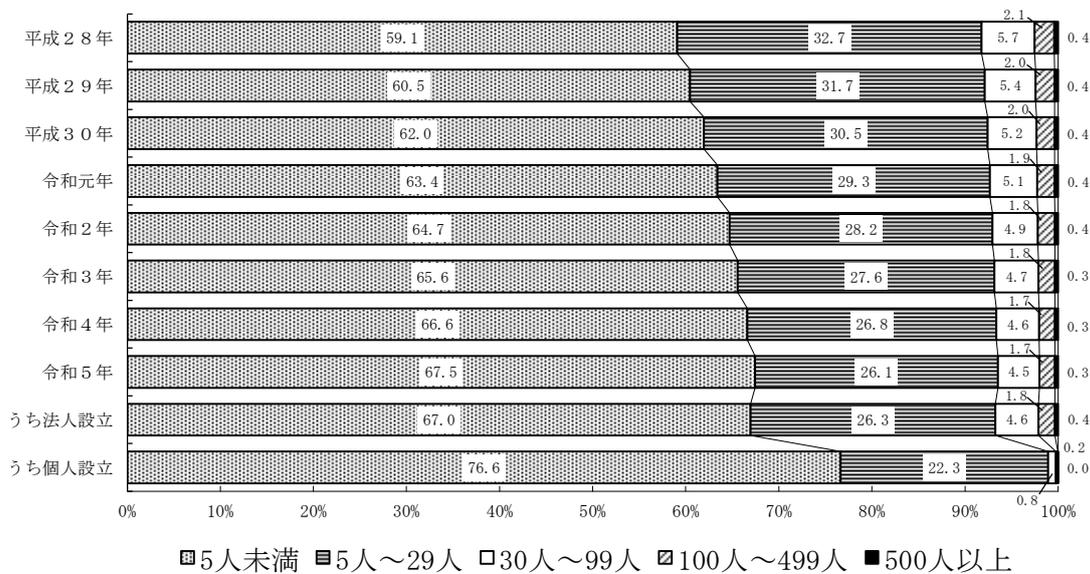


図 2 厚生年金保険の規模別被保険者数の構成割合の推移（9 月 1 日現在）

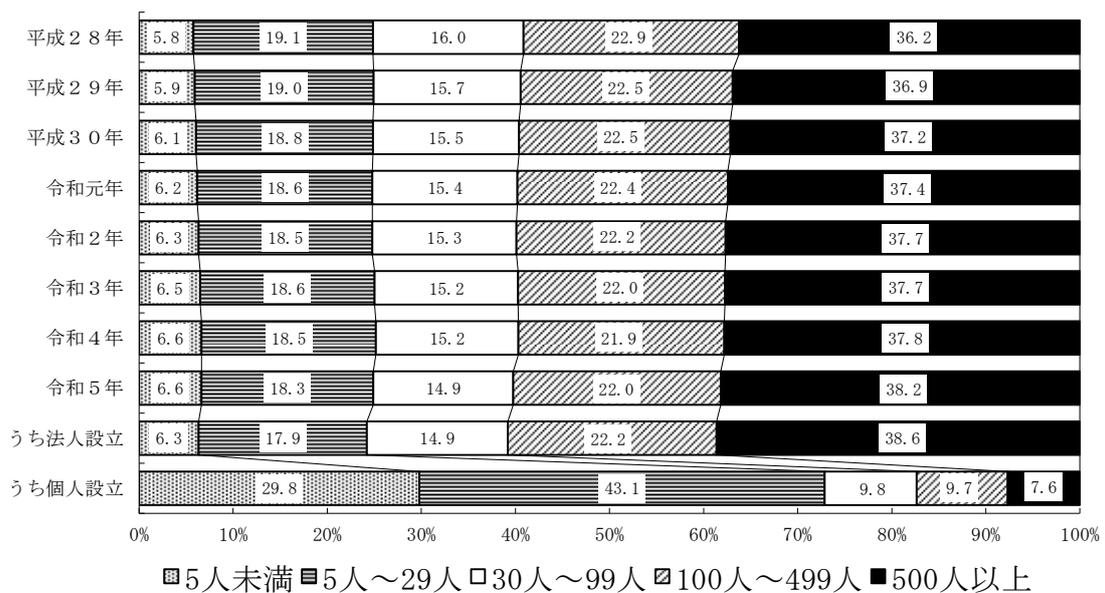


表3-(3)は令和5年9月1日現在の適用事業所における規模別賞与支給状況を示したものである。

全事業所数に対する賞与支給事業所数の割合を規模別にみると、1,000人以上規模が99.1%と最も大きく、50人以上規模ではいずれも9割を超えている。一方、2人以下規模では11.5%と低くなっており、この割合は規模が大きいほど大きくなっている。法人設立と個人設立を比較すると概ね個人設立の方が大きくなっている。

賞与支給延被保険者数の構成割合は、1,000人以上規模が33.4%と最も大きく、次いで100人～299人規模が17.0%、500人～999人規模が10.2%となっている。

なお、短時間労働者の賞与支給延被保険者数の構成割合は、1,000人以上規模が49.5%となっている。

表3-(3) 厚生年金保険の規模別賞与支給状況（令和5年9月1日現在）

ア. 賞与支給事業所数

規模別	総数				うち法人設立				うち個人設立			
	実数	構成割合	対前年増加率	全事業所数に対する割合	実数	構成割合	対前年増加率	全事業所数に対する割合	実数	構成割合	対前年増加率	全事業所数に対する割合
	か所	%	%	%	か所	%	%	%	か所	%	%	%
総数	1,055,964	100.0	2.2	38.6	980,914	100.0	2.2	37.8	75,050	100.0	1.7	55.1
2人以下	167,011	15.8	3.0	11.5	137,079	14.0	3.5	10.0	29,932	39.9	1.0	38.6
3人・4人	199,225	18.9	1.8	50.5	180,075	18.4	1.9	49.0	19,150	25.5	1.2	71.6
小計(5人未満)	366,236	34.7	2.4	19.9	317,154	32.3	2.6	18.2	49,082	65.4	1.0	47.0
5人～9人	274,551	26.0	2.1	68.6	255,866	26.1	2.1	67.9	18,685	24.9	3.1	80.0
10人～19人	180,258	17.1	2.3	79.0	175,292	17.9	2.3	78.8	4,966	6.6	3.3	84.5
20人～29人	71,449	6.8	1.8	85.3	70,487	7.2	1.8	85.3	962	1.3	1.9	87.1
30人～49人	61,005	5.8	2.2	89.1	60,393	6.2	2.2	89.1	612	0.8	4.6	91.3
50人～99人	49,310	4.7	0.8	92.6	48,888	5.0	0.9	92.6	422	0.6	△1.2	92.5
100人～299人	36,580	3.5	1.4	96.1	36,334	3.7	1.4	96.1	246	0.3	1.7	96.5
300人～499人	7,536	0.7	5.7	98.1	7,500	0.8	5.7	98.1	36	0.0	0.0	100.0
500人～999人	5,195	0.5	4.7	98.5	5,167	0.5	4.7	98.5	28	0.0	7.7	100.0
1,000人以上	3,844	0.4	1.9	99.1	3,833	0.4	1.8	99.1	11	0.0	10.0	100.0
小計(5人以上)	689,728	65.3	2.1	77.6	663,760	67.7	2.0	77.4	25,968	34.6	3.0	81.7

注1. 各年9月1日現在の適用事業所において前年9月から当年8月までに標準賞与額の決定があった賞与について集計したものである。

注2. 「全事業所数に対する割合」は、規模ごとに、賞与支給事業所数を当該規模の全事業所数で割ったものである。

注3. 船舶を除く。

イ. 賞与支給延被保険者数

規模別	総数			うち法人設立		うち個人設立	
	実数	構成割合	対前年増加率	実数	構成割合	実数	構成割合
総数	63,616,032	100.0	3.5	62,828,188	100.0	787,844	100.0
2人以下	360,459	0.6	2.5	285,203	0.5	75,256	9.6
3人・4人	819,017	1.3	2.0	711,153	1.1	107,864	13.7
小計(5人未満)	1,179,476	1.9	2.2	996,356	1.6	183,120	23.2
5人～9人	2,422,372	3.8	2.6	2,233,635	3.6	188,737	24.0
10人～19人	3,680,454	5.8	2.8	3,578,777	5.7	101,677	12.9
20人～29人	2,787,271	4.4	2.3	2,751,967	4.4	35,304	4.5
30人～49人	3,883,461	6.1	3.0	3,845,776	6.1	37,685	4.8
50人～99人	5,933,058	9.3	1.2	5,885,084	9.4	47,974	6.1
100人～299人	10,838,772	17.0	2.4	10,765,945	17.1	72,827	9.2
300人～499人	5,141,053	8.1	5.9	5,115,106	8.1	25,947	3.3
500人～999人	6,476,294	10.2	5.0	6,438,007	10.2	38,287	4.9
1,000人以上	21,273,821	33.4	4.2	21,217,535	33.8	56,286	7.1
小計(5人以上)	62,436,556	98.1	3.5	61,831,832	98.4	604,724	76.8

規模別	(再掲) 短時間労働者		一般男子		女子		坑内員	
	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合
総数	840,169	100.0	39,314,827	100.0	24,300,421	100.0	784	100.0
2人以下	1,541	0.2	188,583	0.5	171,876	0.7	-	-
3人・4人	2,598	0.3	465,786	1.2	353,220	1.5	11	1.4
小計(5人未満)	4,139	0.5	654,369	1.7	525,096	2.2	11	1.4
5人～9人	7,549	0.9	1,416,253	3.6	1,006,103	4.1	16	2.0
10人～19人	11,872	1.4	2,260,632	5.8	1,419,807	5.8	15	1.9
20人～29人	12,004	1.4	1,661,704	4.2	1,125,522	4.6	45	5.7
30人～49人	14,263	1.7	2,393,082	6.1	1,490,311	6.1	68	8.7
50人～99人	27,145	3.2	3,645,188	9.3	2,287,846	9.4	24	3.1
100人～299人	143,333	17.1	6,542,903	16.6	4,295,428	17.7	441	56.3
300人～499人	83,902	10.0	3,095,163	7.9	2,045,890	8.4	-	-
500人～999人	119,906	14.3	3,946,096	10.0	2,530,120	10.4	78	9.9
1,000人以上	416,056	49.5	13,699,437	34.8	7,574,298	31.2	86	11.0
小計(5人以上)	836,030	99.5	38,660,458	98.3	23,775,325	97.8	773	98.6

注1. 各年9月1日現在の適用事業所において前年9月から当年8月までに標準賞与額の決定があった賞与について集計したものである。

注2. 船員を除く。

表 4-(1)は令和 5 年 9 月 1 日現在の産業大分類別・規模別の事業所数と産業大分類ごとに規模別事業所数の構成割合を示したものである。

5 人未満規模の事業所の構成割合は、不動産業・物品賃貸業が 91.7%と最も大きく、次いで学術研究・専門技術サービス業が 80.1%となっている。

表 4-(1)厚生年金保険の産業大分類別・規模別事業所数 (令和 5 年 9 月 1 日現在)

ア. 事業所数

(単位:か所)

産業大分類	数	2人以下	3人・4人	5～ 29人	30～ 99人	100～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	合計	構成割合(%)
										100.0
総数	1,449,025	394,303	712,549	121,699	45,761	5,273	3,880	2,732,490	100.0	
農林水産業	21,431	8,775	12,739	945	152	11	4	44,057	1.6	
鉱業・採石業・砂利採取業	1,276	481	1,475	250	51	3	3	3,539	0.1	
建設業	225,401	94,407	152,707	11,102	1,854	168	145	485,784	17.8	
製造業	112,013	36,557	92,291	25,408	10,508	1,140	892	278,809	10.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	8,325	2,100	3,448	596	265	32	43	14,809	0.5	
情報通信業	61,400	10,747	22,017	6,465	2,792	337	272	104,030	3.8	
運輸業・郵便業	24,965	8,430	34,396	10,022	3,398	325	259	81,795	3.0	
卸売・小売業	250,153	62,655	98,802	16,109	6,121	790	670	435,300	15.9	
金融・保険業	17,382	4,089	5,222	925	711	152	195	28,676	1.0	
不動産業・物品賃貸業	211,867	19,769	17,528	2,462	844	109	97	252,676	9.2	
学術研究・専門技術サービス業	186,045	33,698	46,934	5,533	1,656	200	119	274,185	10.0	
飲食店・宿泊業	74,312	19,740	25,285	3,362	1,109	139	107	124,054	4.5	
生活関連サービス業・娯楽業	64,092	16,119	24,392	3,732	1,004	103	62	109,504	4.0	
教育・学習支援業	18,772	4,307	10,186	2,024	462	71	56	35,878	1.3	
医療・福祉	56,619	38,540	105,981	21,011	9,024	857	360	232,392	8.5	
複合サービス事業	7,117	1,644	2,188	463	441	80	37	11,970	0.4	
サービス業	103,752	30,834	53,313	10,027	4,243	550	451	203,170	7.4	
公務	4,103	1,411	3,645	1,263	1,126	206	108	11,862	0.4	

注. 船舶を除く。

イ. 事業所数の構成割合

(単位:%)

産業大分類	数	2人以下	3人・4人	5～ 29人	30～ 99人	100～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	合計	構成割合(%)
										100.0
総数	53.0	14.4	26.1	4.5	1.7	0.2	0.1	100.0	100.0	
農林水産業	48.6	19.9	28.9	2.1	0.3	0.0	0.0	100.0	100.0	
鉱業・採石業・砂利採取業	36.1	13.6	41.7	7.1	1.4	0.1	0.1	100.0	100.0	
建設業	46.4	19.4	31.4	2.3	0.4	0.0	0.0	100.0	100.0	
製造業	40.2	13.1	33.1	9.1	3.8	0.4	0.3	100.0	100.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	56.2	14.2	23.3	4.0	1.8	0.2	0.3	100.0	100.0	
情報通信業	59.0	10.3	21.2	6.2	2.7	0.3	0.3	100.0	100.0	
運輸業・郵便業	30.5	10.3	42.1	12.3	4.2	0.4	0.3	100.0	100.0	
卸売・小売業	57.5	14.4	22.7	3.7	1.4	0.2	0.2	100.0	100.0	
金融・保険業	60.6	14.3	18.2	3.2	2.5	0.5	0.7	100.0	100.0	
不動産業・物品賃貸業	83.8	7.8	6.9	1.0	0.3	0.0	0.0	100.0	100.0	
学術研究・専門技術サービス業	67.9	12.3	17.1	2.0	0.6	0.1	0.0	100.0	100.0	
飲食店・宿泊業	59.9	15.9	20.4	2.7	0.9	0.1	0.1	100.0	100.0	
生活関連サービス業・娯楽業	58.5	14.7	22.3	3.4	0.9	0.1	0.1	100.0	100.0	
教育・学習支援業	52.3	12.0	28.4	5.6	1.3	0.2	0.2	100.0	100.0	
医療・福祉	24.4	16.6	45.6	9.0	3.9	0.4	0.2	100.0	100.0	
複合サービス事業	59.5	13.7	18.3	3.9	3.7	0.7	0.3	100.0	100.0	
サービス業	51.1	15.2	26.2	4.9	2.1	0.3	0.2	100.0	100.0	
公務	34.6	11.9	30.7	10.6	9.5	1.7	0.9	100.0	100.0	

注. 船舶を除く。

表 4-(2)は令和 5 年 9 月 1 日現在の産業大分類別・規模別の被保険者数と産業大分類ごとに規模別被保険者数の構成割合を示したものである。

被保険者数でみて、500 人以上規模の割合は、金融・保険業が 78.0%と最も大きく、次いで電気・ガス・熱供給・水道業が 59.6%となっている。

表 4-(2) 厚生年金保険の産業大分類別・規模別被保険者数 (令和 5 年 9 月 1 日現在)

ア. 被保険者数

(単位:人)

産業大分類	2人以下	3人・4人	5～	30～	100～	500～	1,000人	合計	構成割合(%)
			29人	99人	499人	999人	以上		
総数	1,453,705	1,346,899	7,691,978	6,269,436	9,289,986	3,632,163	12,457,832	42,141,999	100.0
農林水産業	23,610	29,967	123,158	44,729	27,908	7,842	11,523	268,737	0.6
鉱業・採石業・砂利採取業	1,137	1,665	17,380	11,998	9,599	2,460	12,148	56,387	0.1
建設業	261,360	323,553	1,508,399	526,417	352,895	118,314	419,463	3,510,401	8.3
製造業	112,641	125,279	1,107,792	1,335,989	2,117,163	783,195	3,119,993	8,702,052	20.6
電気・ガス・熱供給・水道業	7,106	7,191	37,324	31,538	55,082	23,085	180,506	341,832	0.8
情報通信業	60,242	36,574	260,269	343,515	559,521	232,281	776,545	2,268,947	5.4
運輸業・郵便業	22,971	29,173	439,542	514,064	671,126	226,514	969,596	2,872,986	6.8
卸売・小売業	246,960	213,217	1,043,006	827,540	1,250,926	549,325	2,079,329	6,210,303	14.7
金融・保険業	16,401	13,845	52,886	51,952	158,953	106,515	935,352	1,335,904	3.2
不動産業・物品賃貸業	173,912	65,734	174,736	126,664	168,891	75,593	209,610	995,140	2.4
学術研究・専門技術サービス業	186,154	114,317	474,683	280,013	329,257	137,824	304,249	1,826,497	4.3
飲食店・宿泊業	77,099	66,840	258,947	169,389	230,295	94,024	332,201	1,228,795	2.9
生活関連サービス業・娯楽業	65,687	54,847	259,756	186,063	201,476	69,485	162,104	999,418	2.4
教育・学習支援業	19,118	14,610	125,882	97,235	93,219	49,153	129,469	528,686	1.3
医療・福祉	63,193	134,421	1,166,961	1,104,631	1,815,207	579,198	707,711	5,571,322	13.2
複合サービス事業	6,810	5,569	23,106	24,800	107,362	54,055	191,690	413,392	1.0
サービス業	105,495	105,249	574,700	521,698	891,251	383,199	1,718,795	4,300,387	10.2
公務	3,809	4,848	43,451	71,201	249,855	140,101	197,548	710,813	1.7

注. 船員を除く。

イ. 被保険者数の構成割合

(単位:%)

産業大分類	2人以下	3人・4人	5～	30～	100～	500～	1,000人	合計
			29人	99人	499人	999人	以上	
総数	3.4	3.2	18.3	14.9	22.0	8.6	29.6	100.0
農林水産業	8.8	11.2	45.8	16.6	10.4	2.9	4.3	100.0
鉱業・採石業・砂利採取業	2.0	3.0	30.8	21.3	17.0	4.4	21.5	100.0
建設業	7.4	9.2	43.0	15.0	10.1	3.4	11.9	100.0
製造業	1.3	1.4	12.7	15.4	24.3	9.0	35.9	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業	2.1	2.1	10.9	9.2	16.1	6.8	52.8	100.0
情報通信業	2.7	1.6	11.5	15.1	24.7	10.2	34.2	100.0
運輸業・郵便業	0.8	1.0	15.3	17.9	23.4	7.9	33.7	100.0
卸売・小売業	4.0	3.4	16.8	13.3	20.1	8.8	33.5	100.0
金融・保険業	1.2	1.0	4.0	3.9	11.9	8.0	70.0	100.0
不動産業・物品賃貸業	17.5	6.6	17.6	12.7	17.0	7.6	21.1	100.0
学術研究・専門技術サービス業	10.2	6.3	26.0	15.3	18.0	7.5	16.7	100.0
飲食店・宿泊業	6.3	5.4	21.1	13.8	18.7	7.7	27.0	100.0
生活関連サービス業・娯楽業	6.6	5.5	26.0	18.6	20.2	7.0	16.2	100.0
教育・学習支援業	3.6	2.8	23.8	18.4	17.6	9.3	24.5	100.0
医療・福祉	1.1	2.4	20.9	19.8	32.6	10.4	12.7	100.0
複合サービス事業	1.6	1.3	5.6	6.0	26.0	13.1	46.4	100.0
サービス業	2.5	2.4	13.4	12.1	20.7	8.9	40.0	100.0
公務	0.5	0.7	6.1	10.0	35.2	19.7	27.8	100.0

注. 船員を除く。

表5-(1)は令和5年9月1日現在の産業大分類別・規模別の賞与支給事業所数及び全事業所数に対する賞与支給事業所数の割合を示したものである。

全事業所数に対する賞与支給事業所数の割合をみると、どの産業大分類においても、概ね規模が大きいほどその割合が大きくなっており、特に1,000人以上規模においては半数の産業大分類でその割合は100%となっている。

表5-(1) 厚生年金保険の産業大分類別・規模別賞与支給事業所数（令和5年9月1日現在）

ア. 賞与支給事業所数

(単位:か所)

産業大分類	2人以下		3人・4人		5～29人		30～99人		100～499人		500～999人		1,000人以上		合計
総数	167,011	199,225	526,258	110,315	44,116	5,195	3,844	1,055,964							
農林水産業	3,088	4,079	9,232	894	152	11	4	17,460							
鉱業・採石業・砂利採取業	214	283	1,228	239	50	3	3	2,020							
建設業	26,310	44,752	107,010	10,213	1,823	168	145	190,421							
製造業	13,292	19,802	72,515	23,954	10,362	1,135	890	141,950							
電気・ガス・熱供給・水道業	1,091	1,424	3,062	578	264	32	43	6,494							
情報通信業	4,374	4,385	14,519	5,574	2,610	332	269	32,063							
運輸業・郵便業	2,055	2,896	18,123	7,772	3,139	319	259	34,563							
卸売・小売業	23,884	31,450	73,886	14,974	5,951	781	664	151,590							
金融・保険業	1,791	2,078	3,930	876	703	151	195	9,724							
不動産業・物品賃貸業	11,753	8,370	13,285	2,290	828	107	96	36,729							
学術研究・専門技術サービス業	24,032	19,043	36,261	4,990	1,579	191	119	86,215							
飲食店・宿泊業	3,686	4,864	11,973	2,608	995	129	103	24,358							
生活関連サービス業・娯楽業	4,241	5,068	12,622	2,966	891	101	61	25,950							
教育・学習支援業	2,948	2,315	8,526	1,891	431	68	54	16,233							
医療・福祉	13,930	26,705	93,586	20,332	8,911	853	355	164,672							
複合サービス事業	3,177	1,375	1,983	453	439	80	37	7,544							
サービス業	24,702	18,960	40,914	8,451	3,866	528	439	97,860							
公務	2,443	1,376	3,603	1,260	1,122	206	108	10,118							

注1. 各年9月1日現在の適用事業所において前年9月から当年8月までに標準賞与額の決定があった賞与について集計したものである。

注2. 船舶を除く。

イ. 全事業所数に対する賞与支給事業所数の割合

(単位:%)

産業大分類	2人以下		3人・4人		5～29人		30～99人		100～499人		500～999人		1,000人以上		合計
総数	11.5	50.5	73.9	90.6	96.4	98.5	99.1	38.6							
農林水産業	14.4	46.5	72.5	94.6	100.0	100.0	100.0	39.6							
鉱業・採石業・砂利採取業	16.8	58.8	83.3	95.6	98.0	100.0	100.0	57.1							
建設業	11.7	47.4	70.1	92.0	98.3	100.0	100.0	39.2							
製造業	11.9	54.2	78.6	94.3	98.6	99.6	99.8	50.9							
電気・ガス・熱供給・水道業	13.1	67.8	88.8	97.0	99.6	100.0	100.0	43.9							
情報通信業	7.1	40.8	65.9	86.2	93.5	98.5	98.9	30.8							
運輸業・郵便業	8.2	34.4	52.7	77.5	92.4	98.2	100.0	42.3							
卸売・小売業	9.5	50.2	74.8	93.0	97.2	98.9	99.1	34.8							
金融・保険業	10.3	50.8	75.3	94.7	98.9	99.3	100.0	33.9							
不動産業・物品賃貸業	5.5	42.3	75.8	93.0	98.1	98.2	99.0	14.5							
学術研究・専門技術サービス業	12.9	56.5	77.3	90.2	95.4	95.5	100.0	31.4							
飲食店・宿泊業	5.0	24.6	47.4	77.6	89.7	92.8	96.3	19.6							
生活関連サービス業・娯楽業	6.6	31.4	51.7	79.5	88.7	98.1	98.4	23.7							
教育・学習支援業	15.7	53.7	83.7	93.4	93.3	95.8	96.4	45.2							
医療・福祉	24.6	69.3	88.3	96.8	98.7	99.5	98.6	70.9							
複合サービス事業	44.6	83.6	90.6	97.8	99.5	100.0	100.0	63.0							
サービス業	23.8	61.5	76.7	84.3	91.1	96.0	97.3	48.2							
公務	59.5	97.5	98.8	99.8	99.6	100.0	100.0	85.3							

注1. 各年9月1日現在の適用事業所において前年9月から当年8月までに標準賞与額の決定があった賞与について集計したものである。

注2. 船舶を除く。

表5-(2)は令和5年9月1日現在の産業大分類・規模別に賞与支給延被保険者数及び全被保険者数に対する賞与支給延被保険者数の比率を示したものである。

賞与支給事業所の割合と同様、いずれの産業大分類においても、概ね規模が大きいほど全被保険者数に対する賞与支給延被保険者数の比率が大きくなる傾向がある。

表5-(2) 厚生年金保険の産業大分類・規模別賞与支給延被保険者数(令和5年9月1日現在)

ア. 賞与支給延被保険者

(単位:人)

産業大分類	2人以下	3人・4人	5～ 29人	30～ 99人	100～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	合計
	総数	360,459	819,017	8,890,097	9,816,519	15,979,825	6,476,294	
農林水産業	6,700	15,578	128,705	74,218	50,693	16,713	15,236	307,843
鉱業・採石業・砂利採取業	518	1,332	26,120	22,565	20,181	4,485	26,127	101,328
建設業	51,991	167,509	1,648,518	899,750	693,567	248,810	871,875	4,582,020
製造業	28,185	79,584	1,409,900	2,285,413	4,001,229	1,519,949	6,094,150	15,418,410
電気・ガス・熱供給・水道業	2,483	6,150	56,710	60,242	114,426	51,691	407,406	699,108
情報通信業	7,841	15,843	241,818	454,310	880,473	406,259	1,333,018	3,339,562
運輸業・郵便業	4,565	12,187	365,556	662,679	1,124,361	434,337	1,926,451	4,530,136
卸売・小売業	49,264	121,984	1,211,877	1,350,332	2,231,506	1,010,697	3,451,530	9,427,190
金融・保険業	3,748	8,135	58,164	85,681	311,209	211,019	1,767,413	2,445,369
不動産業・物品賃貸業	23,072	31,521	191,143	189,028	292,055	129,774	357,143	1,213,736
学術研究・専門技術サービス業	52,502	82,028	553,862	403,976	532,459	220,284	528,232	2,373,343
飲食店・宿泊業	6,873	15,618	161,096	164,807	266,477	109,270	378,764	1,102,905
生活関連サービス業・娯楽業	8,122	18,011	180,828	205,900	238,960	111,334	216,218	979,373
教育・学習支援業	7,035	10,601	186,138	153,473	127,911	55,784	122,891	663,833
医療・福祉	35,370	129,295	1,679,890	2,000,385	3,427,016	1,116,321	1,330,875	9,719,152
複合サービス事業	8,106	7,731	38,422	52,458	258,148	134,270	381,697	880,832
サービス業	58,384	88,323	681,649	634,006	993,138	449,979	1,712,448	4,617,927
公務	5,700	7,587	69,701	117,296	416,016	245,318	352,347	1,213,965

注1. 各年9月1日現在の適用事業所において前年9月から当年8月までに標準賞与額の決定があった賞与について集計したものである。

注2. 船員を除く。

イ. 全被保険者数に対する賞与支給延被保険者数の比率

産業大分類	2人以下	3人・4人	5～ 29人	30～ 99人	100～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	合計
	総数	0.25	0.61	1.16	1.57	1.72	1.78	
農林水産業	0.28	0.52	1.05	1.66	1.82	2.13	1.32	1.15
鉱業・採石業・砂利採取業	0.46	0.80	1.50	1.88	2.10	1.82	2.15	1.80
建設業	0.20	0.52	1.09	1.71	1.97	2.10	2.08	1.31
製造業	0.25	0.64	1.27	1.71	1.89	1.94	1.95	1.77
電気・ガス・熱供給・水道業	0.35	0.86	1.52	1.91	2.08	2.24	2.26	2.05
情報通信業	0.13	0.43	0.93	1.32	1.57	1.75	1.72	1.47
運輸業・郵便業	0.20	0.42	0.83	1.29	1.68	1.92	1.99	1.58
卸売・小売業	0.20	0.57	1.16	1.63	1.78	1.84	1.66	1.52
金融・保険業	0.23	0.59	1.10	1.65	1.96	1.98	1.89	1.83
不動産業・物品賃貸業	0.13	0.48	1.09	1.49	1.73	1.72	1.70	1.22
学術研究・専門技術サービス業	0.28	0.72	1.17	1.44	1.62	1.60	1.74	1.30
飲食店・宿泊業	0.09	0.23	0.62	0.97	1.16	1.16	1.14	0.90
生活関連サービス業・娯楽業	0.12	0.33	0.70	1.11	1.19	1.60	1.33	0.98
教育・学習支援業	0.37	0.73	1.48	1.58	1.37	1.13	0.95	1.26
医療・福祉	0.56	0.96	1.44	1.81	1.89	1.93	1.88	1.74
複合サービス事業	1.19	1.39	1.66	2.12	2.40	2.48	1.99	2.13
サービス業	0.55	0.84	1.19	1.22	1.11	1.17	1.00	1.07
公務	1.50	1.56	1.60	1.65	1.67	1.75	1.78	1.71

注1. 各年9月1日現在の適用事業所において前年9月から当年8月までに標準賞与額の決定があった賞与について集計したものである。

注2. 船員を除く。

4. 標準報酬月額及び標準賞与額の状況

表 6-(1)は令和 5 年 9 月 1 日現在の産業大分類別の標準報酬月額の平均を示したものである。

一般男子では金融・保険業が 47 万 6 千円と最も高く、電気・ガス・熱供給・水道業の 44 万 7 千円、情報通信業の 42 万円がこれに続く。逆に最も低いのは公務の 22 万 8 千円であり、複合サービス事業の 30 万円、農林水産業の 30 万 5 千円がこれに続く。

女子では情報通信業の 32 万 4 千円が最も高く、金融・保険業の 30 万 3 千円、電気・ガス・熱供給・水道業の 30 万 2 千円が続く。逆に最も低いのは公務の 18 万 6 千円であり、複合サービス事業の 21 万 9 千円、農林水産業の 22 万 6 千円が続く。女子の方が一般男子より産業大分類間の格差が小さい。

なお、短時間労働者では教育・学習支援業の 18 万 1 千円が最も高く、農林水産業の 13 万 1 千円が最も低い。

一般男子と女子の比較を行うと、総数では女子は一般男子の 70.4%であるが、この比率が最も高いのは公務の 81.4%、最も低いのは金融・保険業の 63.8%となっている。

なお、産業大分類上は公務に多く含まれる共済組合等の組合員等については、本調査の対象とはなっていないことに留意が必要である。

表 6-(1) 厚生年金保険の産業大分類別標準報酬月額の平均

(令和 5 年 9 月 1 日現在)

産業大分類	総数			(再掲) 短時間労働者		一般男子		女子		坑内員		一般男子に 対する女子 の比率
	実数	指数	対前年増加率	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	
総数	325,566	100.0	1.1	151,403	100.0	369,610	100.0	260,080	100.0	378,011	100.0	70.4
農林水産業	281,753	86.5	1.4	131,124	86.6	305,347	82.6	226,107	86.9	-	-	74.0
鉱業・採石業・砂利採取業	358,601	110.1	1.1	151,833	100.3	375,491	101.6	273,983	105.3	385,038	101.9	73.0
建設業	362,500	111.3	1.4	169,453	111.9	379,789	102.8	274,568	105.6	331,143	87.6	72.3
製造業	353,664	108.6	1.2	143,734	94.9	388,191	105.0	257,773	99.1	416,220	110.1	66.4
電気・ガス・熱供給・水道業	415,734	127.7	0.4	162,225	107.1	446,575	120.8	301,622	116.0	-	-	67.5
情報通信業	389,976	119.8	1.4	161,455	106.6	420,490	113.8	323,649	124.4	*	*	77.0
運輸業・郵便業	331,583	101.8	2.6	148,545	98.1	350,870	94.9	254,835	98.0	365,714	96.7	72.6
卸売・小売業	310,109	95.3	1.4	141,360	93.4	362,769	98.1	242,933	93.4	310,370	82.1	67.0
金融・保険業	380,854	117.0	1.5	150,343	99.3	475,709	128.7	303,349	116.6	*	*	63.8
不動産業・物品賃貸業	331,200	101.7	1.2	138,266	91.3	368,323	99.7	271,296	104.3	*	*	73.7
学術研究・専門技術サービス業	360,883	110.8	1.4	169,602	112.0	403,266	109.1	297,618	114.4	522,500	138.2	73.8
飲食店・宿泊業	275,354	84.6	2.0	145,505	96.1	316,510	85.6	227,288	87.4	*	*	71.8
生活関連サービス業・娯楽業	282,657	86.8	1.7	148,789	98.3	326,798	88.4	243,911	93.8	*	*	74.6
教育・学習支援業	281,086	86.3	1.3	181,414	119.8	325,124	88.0	252,993	97.3	-	-	77.8
医療・福祉	289,668	89.0	0.5	158,900	105.0	341,396	92.4	270,488	104.0	309,600	81.9	79.2
複合サービス事業	264,522	81.2	△ 2.0	136,583	90.2	300,330	81.3	219,254	84.3	*	*	73.0
サービス	287,676	88.4	1.0	154,416	102.0	321,736	87.0	243,363	93.6	337,333	89.2	75.6
公務	198,683	61.0	8.2	156,881	103.6	228,315	61.8	185,847	71.5	*	*	81.4

注 1. 「指数」は各総数の平均を 100 とした場合の指数である。

注 2. 「一般男子に対する女子の比率」は、産業大分類ごとに、女子の標準報酬月額の平均を一般男子の標準報酬月額の平均で割ったものである。

注 3. 船員を除く。

表6-(2)は令和5年9月1日現在の産業大分類別の標準賞与額の1回当たりの平均を示したものである。

一般男子では、金融・保険業が81万8千円と高く、製造業の64万7千円、情報通信業の62万4千円が続いている。逆に最も低いのは飲食店・宿泊業の30万1千円で一般男子の平均の56.8%相当であり、公務の30万9千円、複合サービス事業の33万4千円がこれに続く。

女子では、情報通信業の44万6千円が最も高く、金融・保険業の42万3千円、電気・ガス・熱供給・水道業の40万1千円が続く。最も低いのは飲食店・宿泊業の18万5千円で、女子の平均の58.2%相当であり、生活関連サービス業・娯楽業の21万7千円、複合サービス事業の21万8千円が続く。

なお、短時間労働者では教育・学習支援業の17万5千円が最も高く、飲食店・宿泊業の2万7千円が最も低い。

一般男子、女子ともに、標準賞与額の1回当たりの平均の方が、標準報酬月額の方より産業大分類間の格差が大きい。

一般男子と女子の比較を行うと、総数では女子は一般男子の60.0%であるが、この比率が最も高いのは医療・福祉の80.3%、最も低いのは金融・保険業の51.8%となっている。

表6-(2) 厚生年金保険の産業大分類別標準賞与額の1回当たりの平均

(令和5年9月1日現在)

産業大分類	総数			(再掲) 短時間労働者		一般男子		女子		坑内員		一般男子に対する女子の比率
	実数	指数	対前年増加率	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	
総数	449,354	100.0		90,572	100.0	530,499	100.0	318,070	100.0	466,256	100.0	60.0
農林水産業	351,592	78.2	0.9	101,604	112.2	383,322	72.3	264,519	83.2	-	-	69.0
鉱業・採石業・砂利採取業	537,930	119.7	1.0	119,227	131.6	565,337	106.6	397,781	125.1	239,639	51.4	70.4
建設業	506,489	112.7	△ 0.0	156,866	173.2	529,341	99.8	387,434	121.8	317,857	68.2	73.2
製造業	584,877	130.2	0.3	90,037	99.4	647,425	122.0	384,699	120.9	845,404	181.3	59.4
電気・ガス・熱供給・水道業	553,914	123.3	△ 4.2	118,663	131.0	587,977	110.8	401,199	126.1	-	-	68.2
情報通信業	572,923	127.5	△ 2.1	96,794	106.9	624,458	117.7	446,090	140.2	*	*	71.4
運輸業・郵便業	351,769	78.3	6.9	44,201	48.8	366,789	69.1	286,555	90.1	467,375	100.2	78.1
卸売・小売業	406,988	90.6	1.5	37,974	41.9	495,768	93.5	272,684	85.7	220,757	47.3	55.0
金融・保険業	598,430	133.2	△ 0.7	56,374	62.2	817,738	154.1	423,440	133.1	*	*	51.8
不動産業・物品賃貸業	495,167	110.2	△ 0.8	46,489	51.3	562,858	106.1	372,204	117.0	813,333	174.4	66.1
学術研究・専門技術サービス業	515,246	114.7	1.6	100,531	111.0	599,425	113.0	388,683	122.2	1,064,000	228.2	64.8
飲食店・宿泊業	252,111	56.1	6.7	26,733	29.5	301,445	56.8	185,247	58.2	*	*	61.5
生活関連サービス業・娯楽業	281,199	62.6	8.3	52,598	58.1	341,025	64.3	216,711	68.1	-	-	63.5
教育・学習支援業	367,749	81.8	5.5	174,737	192.9	443,787	83.7	322,665	101.4	-	-	72.7
医療・福祉	312,887	69.6	△ 0.4	66,915	73.9	366,126	69.0	294,028	92.4	346,600	74.3	80.3
複合サービス事業	284,376	63.3	△ 10.8	51,124	56.4	333,786	62.9	217,653	68.4	*	*	65.2
サービス業	361,771	80.5	0.8	58,676	64.8	407,732	76.9	274,767	86.4	769,189	165.0	67.4
公務	252,824	56.3	18.9	169,919	187.6	308,946	58.2	229,543	72.2	*	*	74.3

注1. 各年9月1日現在の適用事業所において前年9月から当年8月までに標準賞与額の決定があった賞与について集計したものである。

注2. 「指数」は各総数の平均を100とした場合の指数である。

注3. 「一般男子に対する女子の比率」は、産業大分類ごとに、女子の標準賞与額の1回当たりの平均を一般男子の標準賞与額の1回当たりの平均で割ったものである。

注4. 船員を除く。

表 7-(1)は令和 5 年 9 月 1 日現在の規模別の標準報酬月額の平均を示したものである。

1,000 人以上規模が 35 万 4 千円と最も高く、500 人～999 人規模の 32 万 8 千円がこれに続く。逆に最も低いのは 2 人以下規模の 29 万 1 千円で、全体平均の 89.4%相当である。対前年増加率をみると、100～299 人規模および 300～499 人規模を除くすべての規模で 1%以上増加している。

一般男子では 1,000 人以上規模が 41 万 3 千円と最も高く、500 人～999 人規模の 37 万 5 千円がこれに続く。逆に最も低いのは 2 人以下規模の 31 万 3 千円で、一般男子の平均の 84.7%相当である。

女子では 1,000 人以上規模が 27 万円と最も高く、500 人～999 人規模の 26 万 4 千円がこれに続く。逆に最も低いのは 2 人以下規模の 24 万 3 千円で、女子の平均の 93.3%相当である。女子の方が一般男子より規模間における格差が小さい。

なお、短時間労働者では 5 人～9 人規模の 16 万 9 千円が最も高く、100 人～299 人規模の 14 万 3 千円が最も低い。

一般男子と女子の比較を行うと、一般男子に対する女子の比率が最も高いのは 2 人以下規模の 77.5%、最も低いのは 1,000 人以上規模の 65.2%となっており、概ね、規模が大きいくほど、男女間の格差が大きくなる傾向にある。

表 7-(1) 厚生年金保険の規模別標準報酬月額の平均 (令和 5 年 9 月 1 日現在)

規 模 別	総 数			(再掲)短時間労働者		一 般 男 子		女 子		坑 内 員		一般男子に 対する女子 の比率
	実数	指数	対前年増加率	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	
総 数	325,566	100.0	1.1	151,403	100.0	369,610	100.0	260,080	100.0	378,011	100.0	70.4
2人以下	291,170	89.4	1.0	151,481	100.1	313,173	84.7	242,667	93.3	165,333	43.7	77.5
3人・4人	314,853	96.7	1.4	163,301	107.9	350,199	94.7	253,136	97.3	343,111	90.8	72.3
小計(5人未満)	302,560	92.9	1.1	158,587	104.7	330,253	89.4	248,106	95.4	298,667	79.0	75.1
5人～9人	319,630	98.2	1.4	169,398	111.9	354,577	95.9	262,460	100.9	294,000	77.8	74.0
10人～19人	316,961	97.4	1.5	168,177	111.1	350,358	94.8	260,981	100.3	400,909	106.1	74.5
20人～29人	311,531	95.7	1.5	162,608	107.4	347,151	93.9	256,345	98.6	386,167	102.2	73.8
30人～49人	310,514	95.4	1.5	161,493	106.7	345,839	93.6	254,879	98.0	325,417	86.1	73.7
50人～99人	309,275	95.0	1.7	151,798	100.3	346,602	93.8	252,963	97.3	386,154	102.2	73.0
100人～299人	309,225	95.0	0.5	143,098	94.5	351,505	95.1	251,214	96.6	373,880	98.9	71.5
300人～499人	315,643	97.0	△ 0.0	147,500	97.4	360,531	97.5	256,002	98.4	-	-	71.0
500人～999人	327,893	100.7	1.1	156,506	103.4	375,008	101.5	264,276	101.6	376,389	99.6	70.5
1,000人以上	354,298	108.8	1.2	152,628	100.8	413,332	111.8	269,636	103.7	455,116	120.4	65.2
小計(5人以上)	327,204	100.5	1.1	151,371	100.0	372,741	100.8	260,786	100.3	380,779	100.7	70.0

注 1. 「指数」は各総数の平均を 100 とした場合の指数である。

注 2. 「一般男子に対する女子の比率」は、規模ごとに、女子の標準報酬月額の平均を一般男子の標準報酬月額の平均で割ったものである。

注 3. 船員を除く。

表7-(2)は令和5年9月1日現在の規模別の標準賞与額の1回当たりの平均を示したものである。

1,000人以上規模が57万9千円と最も高く、500人～999人規模の46万7千円がこれに続く。逆に最も低いのは20人～29人規模の33万3千円で、平均の74.1%相当である。対前年増加率をみると、100人未満の各規模で標準賞与額の1回当たりの平均が前年より1%以上増加している。

一般男子では1,000人以上規模が69万8千円と最も高く、500人～999人規模の55万2千円がこれに続く。逆に最も低いのは10人～19人規模の36万5千円で、一般男子の平均の68.8%相当である。

女子は1,000人以上規模が36万4千円と最も高く、2人以下規模の34万1千円がこれに続く。逆に最も低いのは50人～99人規模の27万8千円で、女子の平均の87.3%相当である。

なお、短時間労働者では5人～9人規模の18万9千円が最も高く、1,000人以上規模の7万4千円が最も低い。

一般男子、女子ともに、標準賞与額の1回当たりの平均の方が、標準報酬月額の方より規模間の格差が大きい。

一般男子と女子の比較を行うと、一般男子に対する女子の比率が最も高いのは3人・4人規模の80.6%、最も低いのは1,000人以上規模の52.1%となっており、概ね規模が大きいほど、男女間の格差が大きくなっている。

表7-(2) 厚生年金保険の規模別標準賞与額の1回当たりの平均

(令和5年9月1日現在)

規模別	総数			(再掲)短時間労働者		一般男子		女子		坑内員		一般男子に対する女子の比率
	実数	指数	対前年増加率	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	
総数	449,354	100.0	0.5	90,572	100.0	530,499	100.0	318,070	100.0	466,256	100.0	60.0
2人以下	396,764	88.3	3.9	175,937	194.3	447,401	84.3	341,204	107.3	-	-	76.3
3人・4人	350,359	78.0	2.9	189,120	208.8	382,347	72.1	308,183	96.9	172,909	37.1	80.6
小計(5人未満)	364,541	81.1	3.2	184,212	203.4	401,095	75.6	318,992	100.3	172,909	37.1	79.5
5人～9人	338,770	75.4	3.0	189,296	209.0	368,492	69.5	296,933	93.4	189,063	40.5	80.6
10人～19人	334,063	74.3	2.4	163,969	181.0	364,886	68.8	284,986	89.6	322,000	69.1	78.1
20人～29人	332,823	74.1	2.1	118,065	130.4	367,825	69.3	281,145	88.4	353,244	75.8	76.4
30人～49人	340,063	75.7	1.5	136,530	150.7	378,415	71.3	278,484	87.6	237,897	51.0	73.6
50人～99人	354,450	78.9	1.8	122,757	135.5	402,602	75.9	277,729	87.3	299,417	64.2	69.0
100人～299人	388,903	86.5	0.8	85,157	94.0	452,756	85.3	291,640	91.7	389,336	83.5	64.4
300人～499人	426,959	95.0	△ 1.0	100,918	111.4	503,317	94.9	311,439	97.9	-	-	61.9
500人～999人	466,972	103.9	△ 0.0	113,948	125.8	551,860	104.0	334,570	105.2	629,705	135.1	60.6
1,000人以上	579,127	128.9	△ 0.5	74,327	82.1	698,206	131.6	363,746	114.4	1,112,965	238.7	52.1
小計(5人以上)	450,956	100.4	0.5	90,108	99.5	532,689	100.4	318,050	100.0	470,431	100.9	59.7

注1. 各年9月1日現在の適用事業所において前年9月から当年8月までに標準賞与額の決定があった賞与について集計したものである。

注2. 「指数」は各総数の平均を100とした場合の指数である。

注3. 「一般男子に対する女子の割合」は、規模ごとに、女子の標準賞与額の1回当たりの平均を一般男子の標準賞与額の1回当たりの平均で割ったものである。

注4. 船員を除く。

5. 企業単位における産業大分類別・規模別適用状況

※ 本節では、日本年金機構における厚生年金保険の適用事業所について、企業を単位（法人設立の場合は法人で1単位とする。具体的な集計方法は例言を参照。）として集計した結果について取り扱う。

表8は令和5年9月1日現在の産業大分類別適用状況である。

企業数および被保険者数とも、事業所単位における集計結果と大差はないが、これは、多くの企業が、単一の事業所のみか、企業内の事業所が一括適用されていることによる。

企業数の産業大分類別構成割合について表2-(1)で示した事業所数と比較したとき、最も構成割合の差が大きいのは医療・福祉、次いで公務となっている。

表8 厚生年金保険の産業大分類別適用状況（令和5年9月1日現在）

産業大分類	企業数		被保険者数	
	実数	構成割合	実数	構成割合
総数	2,691,918	100.0	42,141,999	100.0
農林水産業	43,867	1.6	268,276	0.6
鉱業・採石業・砂利採取業	3,469	0.1	56,593	0.1
建設業	484,875	18.0	3,505,584	8.3
製造業	275,824	10.2	8,700,901	20.6
電気・ガス・熱供給・水道業	14,568	0.5	341,554	0.8
情報通信業	103,736	3.9	2,267,641	5.4
運輸業・郵便業	80,888	3.0	2,878,460	6.8
卸売・小売業	433,493	16.1	6,199,517	14.7
金融・保険業	28,465	1.1	1,339,929	3.2
不動産業・物品賃貸業	252,058	9.4	996,767	2.4
学術研究・専門技術サービス業	272,487	10.1	1,804,059	4.3
飲食店・宿泊業	122,946	4.6	1,224,278	2.9
生活関連サービス業・娯楽業	108,814	4.0	997,089	2.4
教育・学習支援業	31,126	1.2	506,198	1.2
医療・福祉	219,275	8.1	5,564,640	13.2
複合サービス事業	11,707	0.4	417,861	1.0
サービス業	200,151	7.4	4,312,659	10.2
公務	4,169	0.2	759,993	1.8

産業大分類	(再掲) 短時間労働者		一般男子		女子		坑内員		1企業 当たりの 被保険者数
	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	
総数	876,834	100.0	25,195,594	100.0	16,946,049	100.0	356	100.0	15.7
農林水産業	626	0.1	188,212	0.7	80,064	0.5	-	-	6.1
鉱業・採石業・砂利採取業	54	0.0	47,049	0.2	9,388	0.1	156	43.8	16.3
建設業	6,335	0.7	2,929,822	11.6	575,755	3.4	7	2.0	7.2
製造業	41,844	4.8	6,396,756	25.4	2,304,063	13.6	82	23.0	31.5
電気・ガス・熱供給・水道業	3,421	0.4	269,175	1.1	72,379	0.4	-	-	23.4
情報通信業	13,341	1.5	1,553,355	6.2	714,285	4.2	1	0.3	21.9
運輸業・郵便業	56,569	6.5	2,301,636	9.1	576,817	3.4	7	2.0	35.6
卸売・小売業	196,778	22.4	3,473,774	13.8	2,725,716	16.1	27	7.6	14.3
金融・保険業	12,824	1.5	601,380	2.4	738,548	4.4	1	0.3	47.1
不動産業・物品賃貸業	16,588	1.9	614,998	2.4	381,767	2.3	2	0.6	4.0
学術研究・専門技術サービス業	14,903	1.7	1,084,189	4.3	719,866	4.2	4	1.1	6.6
飲食店・宿泊業	56,034	6.4	659,829	2.6	564,448	3.3	1	0.3	10.0
生活関連サービス業・娯楽業	21,672	2.5	466,915	1.9	530,173	3.1	1	0.3	9.2
教育・学習支援業	28,582	3.3	199,046	0.8	307,152	1.8	-	-	16.3
医療・福祉	120,326	13.7	1,507,757	6.0	4,056,878	23.9	5	1.4	25.4
複合サービス事業	22,324	2.5	234,076	0.9	183,784	1.1	1	0.3	35.7
サービス業	121,671	13.9	2,438,245	9.7	1,874,354	11.1	60	16.9	21.5
公務	142,942	16.3	229,380	0.9	530,612	3.1	1	0.3	182.3

注1. 企業の産業大分類は、当該企業に属する適用事業所の産業大分類ごとに集計した被保険者数が最大となるものとしている。

注2. 船舶及び船員を除く。

表9は令和5年9月1日現在の企業規模別適用状況である。

産業大分類別と同様の理由により、企業数および被保険者数とも、事業所単位における集計結果と大差はない。なお、事業所の規模は「事業所に使用されている被保険者で短時間労働者を含んだ数」としているが、企業の規模は「企業に使用されている被保険者のうち短時間労働者を除いたもの数」であることに留意が必要である。

表9 厚生年金保険の企業規模別適用状況（令和5年9月1日現在）

規模別	企業数		被保険者数	
	実数	構成割合	実数	構成割合
総数	2,691,918	100.0	42,141,999	100.0
2人以下	1,438,317	53.4	1,448,154	3.4
3人・4人	390,232	14.5	1,334,166	3.2
小計(5人未満)	1,828,549	67.9	2,782,320	6.6
5人～10人	432,682	16.1	2,965,862	7.0
11人～20人	193,369	7.2	2,810,103	6.7
21人～30人	73,152	2.7	1,822,594	4.3
31人～50人	61,995	2.3	2,418,831	5.7
51人～100人	49,812	1.9	3,515,603	8.3
101人～300人	36,288	1.3	6,222,964	14.8
301人～500人	7,235	0.3	2,860,890	6.8
501人～999人	5,023	0.2	3,579,980	8.5
1,000人以上	3,813	0.1	13,162,852	31.2
小計(5人以上)	863,369	32.1	39,359,679	93.4

規模別	(再掲) 短時間労働者		一般男子		女子		坑内員	
	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合
総数	876,834	100.0	25,195,594	100.0	16,946,049	100.0	356	100.0
2人以下	2,595	0.3	997,755	4.0	450,396	2.7	3	0.8
3人・4人	1,412	0.2	850,773	3.4	483,384	2.9	9	2.5
小計(5人未満)	4,007	0.5	1,848,528	7.3	933,780	5.5	12	3.4
5人～10人	2,763	0.3	1,854,330	7.4	1,111,522	6.6	10	2.8
11人～20人	3,100	0.4	1,784,556	7.1	1,025,536	6.1	11	3.1
21人～30人	2,004	0.2	1,143,681	4.5	678,889	4.0	24	6.7
31人～50人	3,999	0.5	1,501,268	6.0	917,539	5.4	24	6.7
51人～100人	14,081	1.6	2,113,100	8.4	1,402,489	8.3	14	3.9
101人～300人	161,146	18.4	3,585,608	14.2	2,637,174	15.6	182	51.1
301人～500人	86,803	9.9	1,639,128	6.5	1,221,762	7.2	-	-
501人～999人	108,548	12.4	2,075,294	8.2	1,504,650	8.9	36	10.1
1,000人以上	490,383	55.9	7,650,101	30.4	5,512,708	32.5	43	12.1
小計(5人以上)	872,827	99.5	23,347,066	92.7	16,012,269	94.5	344	96.6

注1. 企業の規模は、集計時点における企業に使用されている被保険者数（短時間労働者を除く。）によるもとして
いる。

注2. 船舶及び船員を除く。

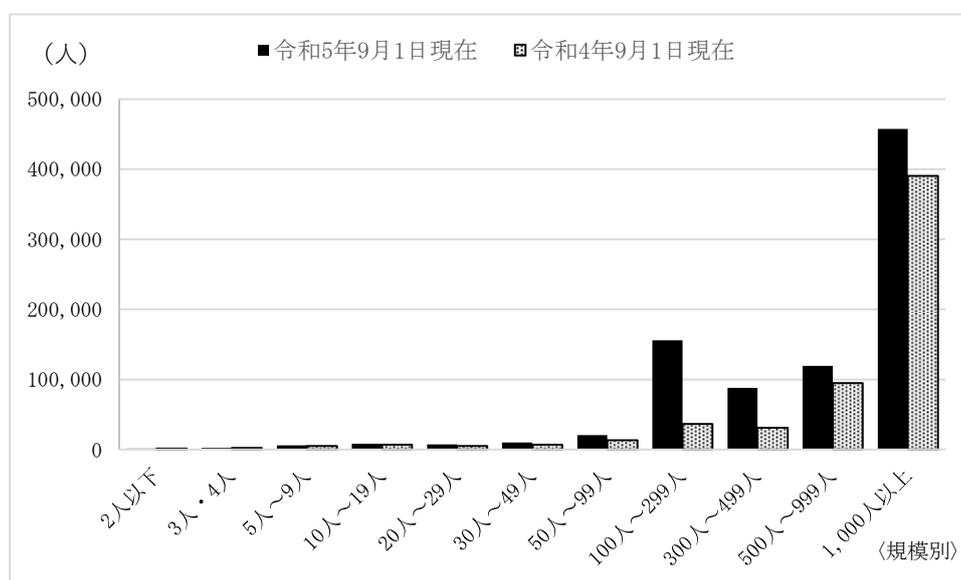
(参考1)

令和4年10月に施行された被用者保険の適用拡大の影響について

図3は事業所規模別の短時間労働者数を前年度と比較したものである。

令和4年9月1日現在では、厚生年金保険の被保険者数が501人以上の企業で働く短時間労働者が厚生年金保険の適用対象であったが、令和4年10月より、短時間労働者が被用者保険の適用対象となる企業の規模要件が従業員101人以上に拡大されたことから、令和5年9月1日現在では、対象範囲が101人以上の企業に拡大されている。その結果として、事業所規模が100人～299人規模及び300人～499人規模で短時間労働者の数が大きく増加していることが分かる。

図3 厚生年金保険の事業所規模別短時間労働者数



注. 短時間労働者が被用者保険の適用対象となるかを判定する企業規模要件は、企業に使用される被保険者（短時間労働者を含まない）の数によるが、上記図の規模は事業所に使用される被保険者（短時間労働者を含む）の数であることに留意が必要。

(参考2)

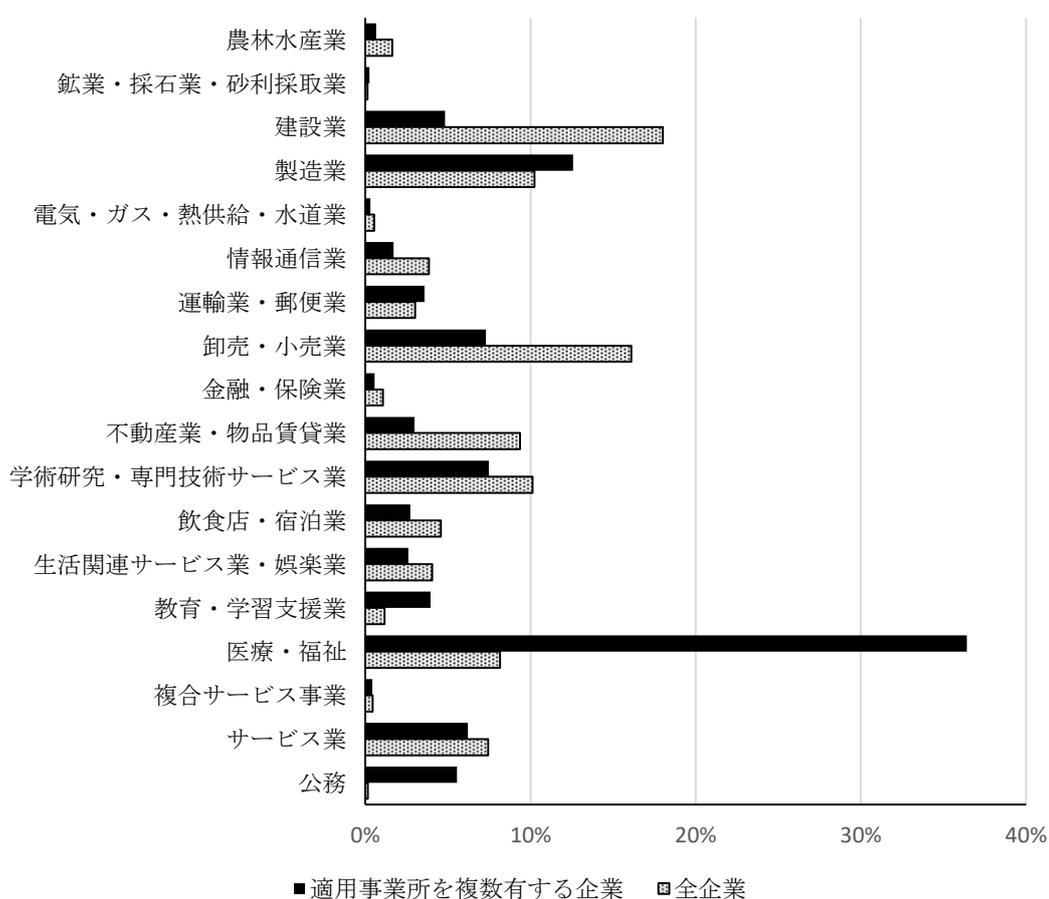
適用事業所を複数有する企業について

企業集計における企業数と事業所集計における事業所数の差は、企業内の事業所について一括適用の承認を受けず、個別に適用を受けている企業によるものである。

図4は、適用事業所を複数有する企業の産業大分類別構成割合を全企業の構成割合とともに示したものであるが、多くの産業大分類では大半の企業が一括適用の承認を受けているものの、一部の産業大分類においては一括適用の承認を受けている企業が少数となっているため、構成割合に変化が生じている。

特に医療・福祉および公務において適用事業所を複数持つ企業の構成割合が大きくなっており、これらの産業大分類では複数の事業所を有しながら一括適用の承認を受けず個別に適用を受けている企業が多いことが分かる。

図4 適用事業所を複数有する企業の産業大分類別構成割合



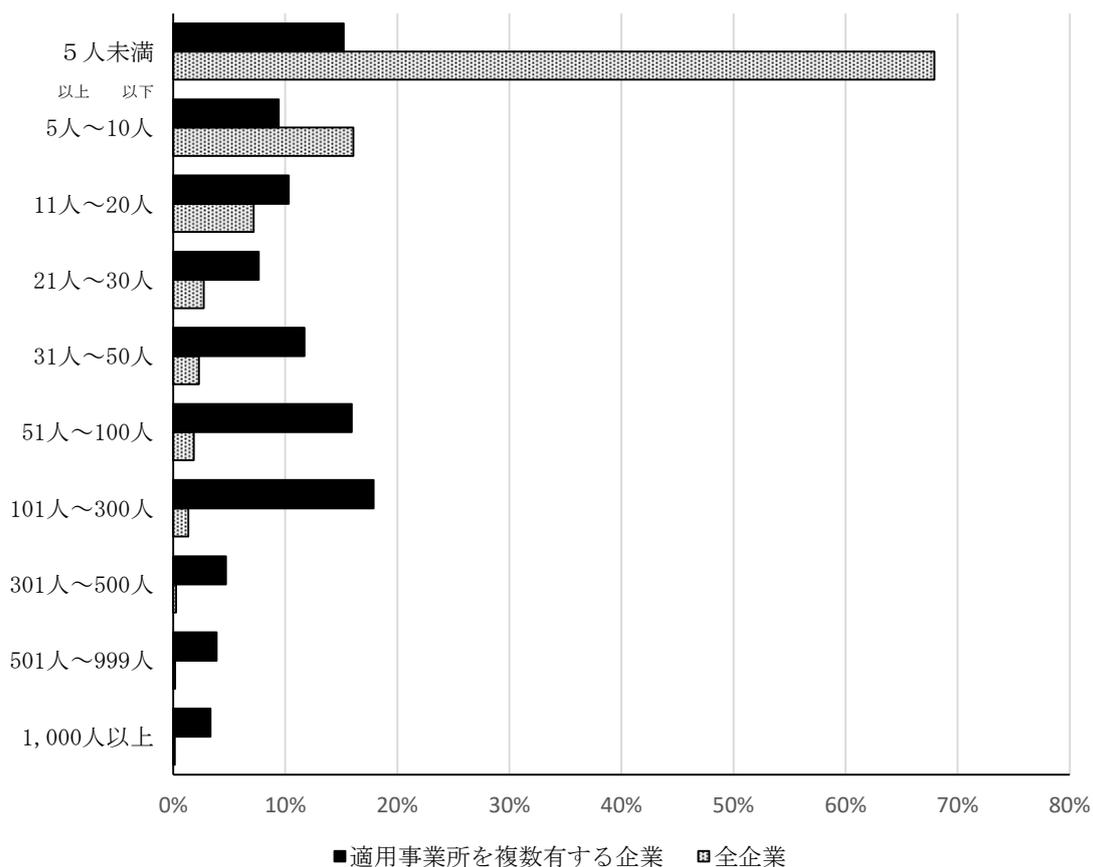
注1. 企業の産業大分類は、当該企業に属する適用事業所の産業大分類ごとに集計した被保険者数が最大となるものとしている。

注2. 船舶及び船員を除く。

図 5 は適用事業所を複数有する企業の企業規模別構成割合を全企業の構成割合とともに示したものである。

適用事業所を複数有する企業は、全企業と比べると、10 人以下の小規模の企業で少なくなる一方で、10 人を超える規模の企業では多くなっており、101 人以上 300 人以下規模の企業が最も多くなっている。

図 5 適用事業所を複数有する企業の企業規模別構成割合



注 1. 企業の規模は、集計時点における企業に使用されている被保険者数（短時間労働者を除く。）によるもとして
いる。

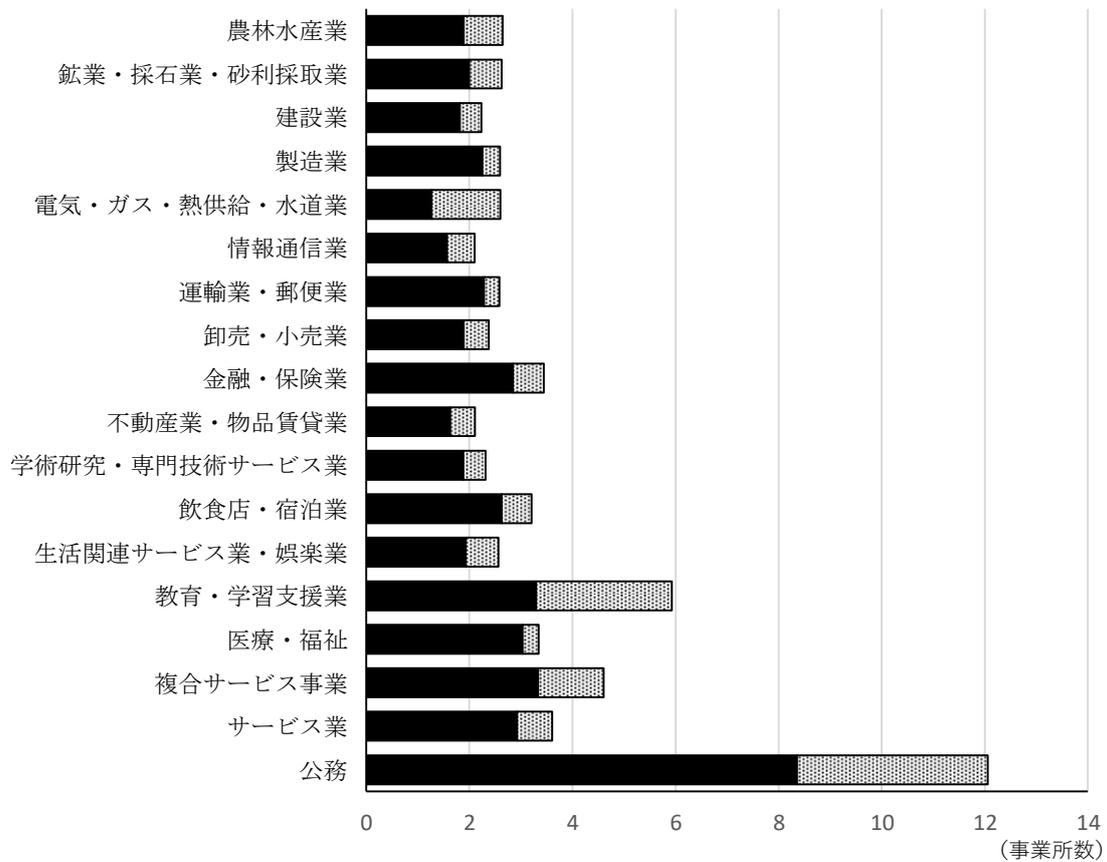
注 2. 船舶及び船員を除く。

図 6 は適用事業所を複数有する企業について、1 企業あたり事業所数を示したものである。

適用事業所を複数有する企業について 1 企業あたり事業所数が最も多いのは公務であり、次いで教育・学習支援業の順であった。

概ねいずれの産業大分類においても、企業と同じ産業大分類の事業所が大部分を占めているが、電気・ガス・熱供給・水道業、教育・学習支援業および公務においては企業と異なる産業大分類の事業所の割合が大きくなっている。

図 6 適用事業所を複数有する企業の 1 企業あたり事業所数



■ うち企業と同じ産業大分類の適用事業所数 □ うち企業と異なる産業大分類の適用事業所数

注 1. 企業の産業大分類は、当該企業に属する適用事業所の産業大分類ごとに集計した被保険者数が最大となるものとしている。

注 2. 船舶及び船員を除く。